

第 4 家庭福祉

第4 家庭福祉

1 ひとり親家庭等医療費給付

母子・父子家庭等の健康保持と福祉増進を図るため、医療費を助成する制度で、所得制限があります。平成23年10月より、児童の診療分について、現物給付による助成も行っています。

■給付対象者

- ・母子・父子家庭の児童及び両親のいない児童（18歳の年度末まで）
- ・母又は父（保険医療機関ごとに月に1,000円の自己負担あり）

▽給付状況

（令和8年3月31日現在）

年 度	対 象 者				給付件数	給付額
	児童	母	父	計		
R3	3,912	2,505	187	6,604	55,758	155,432,876
R4	3,681	2,375	170	6,226	56,101	135,828,854
R5	3,489	2,262	161	5,912	61,001	157,708,341
R6	3,355	2,140	152	5,647	59,549	154,104,104
R7	3,137	2,014	145	5,296	58,068	149,090,628

2 児童扶養手当

この手当は、児童扶養手当法に基づくもので、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、心身に中度以上の障害がある場合20歳未満の者）について、児童の心身の健やかな成長と福祉の増進を図るため、監護している母、監護しかつ生計を同じくする父、又は両親にかわってその児童を養育している人に支給しています。

ただし、受給者及び扶養義務者の所得制限があります。また、手当は年6回、奇数月の支給となります。

▽手当月額

区 分	全部支給	一部支給（所得に応じた月額）
児童1人の場合	48,050円	48,040円から11,340円までの額
第2子以降の加算額（1人につき）	11,350円	11,340円から5,680円までの額

▽支給状況

（令和8年3月31日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給資格者数(人)	2,547	2,408	2,320	2,192	2,086
受給者数(人)	2,214	2,080	2,003	1,926	1,772
支給額(千円)	1,168,221	1,095,708	1,061,500	1,053,008	1,044,684

3 遺児援護対策

次代を担う児童が心身ともに健やかに育つことは、全ての人の願いであり、社会全体の責任です。特に遺児対策は、福祉対策としても重要であるため、次のようなことを実施し、その対策を図っています。

※遺児とは…父母又は父若しくは母のいない義務教育終了前（中学校卒業）までの児童。

（離婚・未婚は除く）

■施策内容

名 称	支 給 条 件	支給額(円)	支 給 方 法
遺児入学祝金	遺児が小学校又は中学校に入学するとき	10,000	4月申請、5月給付
遺児卒業祝金	遺児が中学校を卒業するとき	10,000	3月申請、4月給付
遺 児 弔 慰 金	父若しくは母が死亡し遺児となったとき	10,000	6か月以内に申請、 2週間後に給付
	父母が同時に死亡したとき	20,000	

▽事業実績

（令和7年度）

事 業 内 容		給 付 実 績		
		給付数(人)	給付単価(円)	給付額(円)
入 学 祝 金	小学校	5	10,000	50,000
	中学校	24	10,000	240,000
卒業祝金（中学校）		31	10,000	310,000
弔 慰 金		30	10,000	300,000
合 計				900,000

4 こども家庭相談

昭和40年7月に家庭児童相談室を開設し、令和3年10月から子ども家庭総合支援拠点、令和6年4月からこども家庭センターとなり、児童福祉機能と母子保健機能が一体的に相談支援を行っています。また、教育等の関係機関とも連携しながら各種行政サービスにつなげるなど、虐待リスクがある児童を始め、全てのこどもとその家庭への相談対応・支援を行っています。

▽種類別児童相談処理件数

(単位：件)

年度	養護相談		保健相談	障害相談	非行		育成相談	その他	計
	児童虐待相談	その他の相談			ぐ犯行為等	触法行為等			
R5	119	143	4	4	1	0	31	0	302
R6	126	128	6	2	2	0	25	0	289
R7	124	106	4	3	1	0	48	0	286

▽経路別児童虐待相談処理件数

(単位：件)

年度	児童相談所	市町村	認定こども園・保育所	学校等	児童福祉施設	家族・親族	近隣・知人	その他	計
R5	41	12	18	15	2	29	0	2	119
R6	50	24	23	0	2	18	3	6	126
R7	61	30	9	10	2	6	5	1	124

▽児童虐待相談処理件数内容

(単位：件)

年度	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童相談所に送致	その他	計
R5	92	5	0	19	3	119
R6	105	10	0	11	0	126
R7	119	0	0	5	0	124

5 女性支援事業

これまでの女性支援は売春のおそれがある女性の保護更生が目的の「売春防止法（昭和31年制定）」を根拠に実施されてきました。

しかし、近年では女性が抱える困難は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など多様化、複雑化、複合化しています。そこで「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法）が令和6年4月1日に施行され、新たな女性支援強化が図られました。市では、困難女性支援法の基本理念である「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、本人の立場に寄り添った支援に努めています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づき、令和3年10月に「八戸市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、被害者の保護、自立支援及び暴力防止啓発に取り組んでいます。

■女性相談支援員

困難女性支援法及びDV防止法に基づき女性相談支援員を配置し、配偶者からの暴力の被害者を含め、困難な問題を抱える女性等に関する様々な相談に応じ、問題解決に向けた支援を行っています。

▽経路別受付状況

（単位：件）

年度	本人自身	警察関係	法務関係	他の女性相談支援センター	他の女性相談支援員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	知人縁故関係	その他	計
R5	527	4	0	0	1	411	2	0	2	0	0	4	10	961
R6	474	0	0	1	0	207	8	1	3	1	1	2	6	704
R7	477	1	0	0	1	149	1	0	2	0	0	3	2	636

▽相談処理状況

（単位：件）

年度	女性自立支援施設に収容	就職・自営	結婚	家庭へ送還	福祉事務所へ移送	女性相談支援センター・女性相談支援員へ移送	他府県相談所・女性相談支援員へ移送	その他の関係機関・施設へ移送	助言指導のみ	その他	計
R5	0	0	0	0	0	1	0	0	960	0	961
R6	0	0	0	0	0	0	0	0	704	0	704
R7	0	0	0	0	0	1	0	0	635	0	636

▽相談内容状況

(単位：件)

年度	人 間 関 係														経済関係				医療関係	計
	夫 等			子ども			親 族			家庭不和	その他の者の暴力	男女問題	住居問題	その他	生活困窮	借金・サラ金	求職	その他		
	夫等の暴力	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	親族の暴力	その他											
R5	497	108	17	1	8	99	10	0	29	0	1	0	47	15	6	2	5	44	72	961
R6	390	57	16	1	15	67	1	1	13	0	1	0	13	11	6	4	14	49	45	704
R7	298	58	38	1	10	33	15	2	21	0	2	0	23	12	4	2	6	39	72	636

6 児童入所施設（助産施設・母子生活支援施設）入所措置

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が入所し、助産を受ける施設です。母子生活支援施設は、母子世帯が入所して、自立促進のための生活支援を受け、自立を目指す施設です。いずれの施設も、希望される方は申請が必要であり、市の入所決定にて入所することができます。

▽入所措置件数

(単位：件)

年度	助産施設	母子生活支援施設	計
R5	1	5	6
R6	2	2	4
R7	2	2	4

7 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子・父子家庭及び寡婦の方々を対象に、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、各種資金の貸付を行っています。貸付を希望される方は、事前相談が必要です。

■貸付を受けることができる方

母子家庭の母、母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父、父子家庭の父が扶養する児童、父母のいない児童、寡婦

- ・母子家庭・・・配偶者のない女子が現に 20 歳未満の者を扶養している家庭
- ・父子家庭・・・配偶者のない男子が現に 20 歳未満の者を扶養している家庭
- ・寡 婦・・・配偶者のない女性でかつて母子家庭の母であった方

※ 本資金及び他制度の貸付金の償還、税金、公共料金等の支払を現に滞納している場合は、原則として対象外となります。

■連帯保証人

原則として、連帯保証人が必要です。

詳しくは、事前相談の際に御相談ください。

■審査

貸付に当たって審査を行います。

審査には、数週間程度の時間が掛かることがあります。

審査の結果、貸付の目的を達成することが困難と認められるときや、事業計画が適切でないときなどには、お貸しできない場合があります。

▽貸付実施状況

(令和7年度)

区 分	新規分		継続分		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	(件)	(円)	(件)	(円)	(件)	(円)
事業開始資金						
事業継続資金						
修学資金	13	5,909,000	21	11,845,000	34	17,754,000
技能習得資金						
修業資金	1	300,000			1	300,000
就職支度資金	1	100,000			1	100,000
医療介護資金						
生活資金						
住宅資金						
転宅資金						
就学支度資金	18	7,265,000			18	7,265,000
結婚資金						
合 計	33	13,574,000	21	11,845,000	54	25,419,000